

訴えの提起について (第84号議案及び第85号議案)

1 白杵市消防救急デジタル無線システム整備工事に係る談合問題の経緯

平成25年

8月20日 指名競争入札の開札(日本コムシス(株)九州支店(以下「コムシス」という。))が2億9,379万円で落札

9月3日 9月定例市議会で議決(9月4日、本契約)

平成27年

2月25日 同システム運用開始

平成29年

2月2日 公正取引委員会から、全国の消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令

3月7日 市議会冒頭で本件談合認定に関して報告

3月14日 全員協議会で経緯を説明

8月1日 株式会社富士通ゼネラル(以下「富士通」という。)が排除措置命令及び課徴金納付命令に対する取消訴訟を東京地方裁判所に提訴

8月31日 9月議会の会派代表者会議でその後の経緯を説明

令和4年

3月4日 富士通から取消訴訟の判決の報告
→ 原告(富士通)の請求を棄却

令和5年

5月31日 控訴審判決
→ 原告(富士通)の控訴を棄却

6月15日 最高裁判所に上告

令和6年

3月21日 最高裁判上告の棄却

7月2日 コムシス及び富士通に対し賠償金等請求についての文書送付

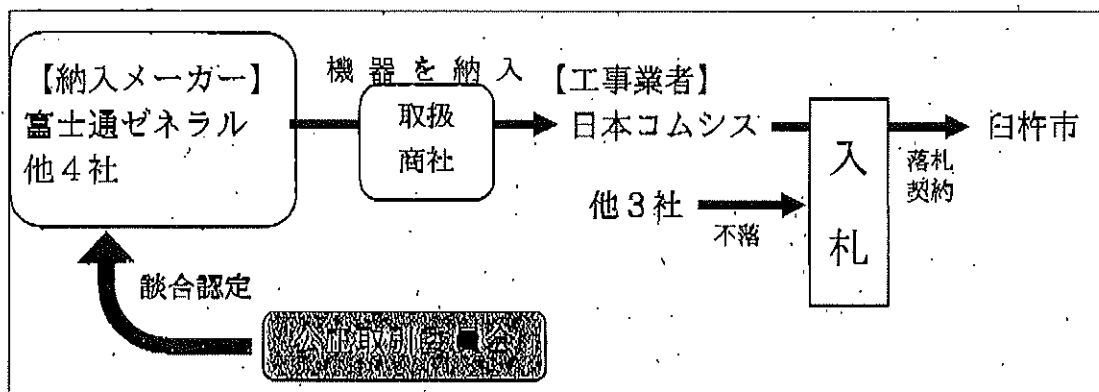
7月9日 7月5日付でコムシスから回答文書受理

→ 約款には抵触せず請求に応ずることはできない旨の回答

7月22日 7月18日付で富士通から回答文書受理

→ 独自のコンサル調査の結果、予定価格の2%を損害賠償額としたい旨の見解

【関係図】



2 臼杵市としての判断

(1) コムシス（工事請負業者）への対応

大分地裁に賠償金（5,875万8千円）の支払を求める訴えを提起したい。

本市と、本件工事請負契約の受注者であるコムシスとの契約約款には、「この契約に関して談合行為の実行としての事業活動があったとされたときに賠償金を支払わなければならない」とされている。

コムシスは契約約款への違反はないとの見解を示しているが、本市顧問弁護士とは少なくとも文理解釈上はこの約款の規定は有効と確認したこと、また、本市と異なり、直接契約の相手方が談合認定された県内2市においては、両市の請求により、契約約款に基づく違約金が支払われていることから、賠償金の支払いに向けて取り組んでいきたい。

(2) 富士通（工事請負業者への納入メーカー）への対応

独占禁止法に関する専属管轄である東京地方裁判所に損害賠償請求の訴えを提起したい。

富士通が独自にコンサルタントに委託して算定した損害額の提示を受けたが、この損害額で和解に応じる根拠を本市としては持ち合わせていないことから、公正取引委員会の意見等も踏まえ、損害額の確定に向けて取り組んでいきたい。

※私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第25条 第3条、第6条又は第19条の規定に違反する行為をした事業者及び第8条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

第85条の2 第25条の規定による損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権は、東京地方裁判所に属する。

第84号議案

訴えの提起について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、
訴えを提起することについて、議会の議決を求める。

令和6年9月18日提出

白杵市長 中野五郎

1 訴えの相手方

神奈川県川崎市高津区末長3丁目3番17号

株式会社富士通ゼネラル

代表取締役社長 増田 幸司

2 訴えの趣旨

本市は、アナログ無線の廃止に伴い、平成25年7月、白杵市消防救急デジタル無線システム整備工事に関する指名競争入札を行い、落札した日本コムシス株式会社九州支社(以下「日本コムシス」という。)と仮契約を経て、同年9月に定例市議会で契約議決後、平成27年2月に竣工、同月25日から運用を開始した。

平成29年2月、公正取引委員会が全国の消防救急デジタル無線機器の製造販売業者5社に対して排除措置命令等を行った。本件工事で設置された機器を製造した株式会社富士通ゼネラル(以下「富士通ゼネラル」という。)は、平成29年8月に当該命令等に関する取消訴訟を東京地方裁判所に提訴し令和4年3月に請求が棄却、同月東京高等裁判所に控訴したものの請求は棄却され、令和5年6月に最高裁判所に上告、これについても本年3月21日に棄却され、富士通ゼネラルに対する排除措置命令及び課徴金納付命令が確定した。

これを受けて、本年7月に富士通ゼネラルに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第25条に基づく損害賠償請求の意向確認をしたところ、同社から独自にコンサルタントに委託して算定し、予定価格の2%を損害額としたい旨の提示を受けた。しかし、本市としては損害額を算定する明確な根拠を持ち合わせておらず、公正取引委員会の意見等も踏まえて客観的な損害額を定める必要があることから、独禁法第85条の2の規定に基づき、談合に係る損害賠償請求の専属管轄である東京地方裁判所に訴えを提起するものである。

3 訴訟遂行の方針

必要がある場合は、上訴し、又は和解する。

第85号議案

訴えの提起について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、
訴えを提起することについて、議会の議決を求める。

令和6年9月18日提出

白杵市長 中野五郎

1 訴えの相手方

東京都品川区東五反田2丁目17番1号

日本コムシス株式会社

代表取締役社長 田辺 博

2 訴えの趣旨

本市は、アナログ無線の廃止に伴い、平成25年7月、白杵市消防救急デジタル無線システム整備工事に関する指名競争入札を行い、落札した日本コムシス株式会社九州支社(以下「日本コムシス」という。)と仮契約を経て、同年9月に定例市議会で契約議決後、平成27年2月に竣工、同月25日から運用を開始した。

平成29年2月、公正取引委員会が全国の消防救急デジタル無線機器の製造販売業者5社に対して排除措置命令等を行った。本件工事で設置された機器を製造した株式会社富士通ゼネラル(以下「富士通ゼネラル」という。)は、平成29年8月に当該命令等に関する取消訴訟を東京地方裁判所に提訴し令和4年3月に請求が棄却、同月東京高等裁判所に控訴したものの請求は棄却され、令和5年6月に最高裁判所に上告、これについても本年3月21日に棄却され、富士通ゼネラルに対する排除措置命令及び課徴金納付命令が確定した。

これを受けて、本年7月に日本コムシスに上記契約の約款に規定する賠償金支払の意向確認をしたところ、同社からは、契約約款のいずれの規定にも抵触する事実は発生していない旨の回答を受けた。

しかし、本市としては、同契約約款に基づき、請負代金額の10分の2に相当する額(5,875万8千円)を賠償金として請求することができるものと判断し、大分地方裁判所に訴えを提起するものである。

3 訴訟遂行の方針

必要がある場合は、上訴し、又は和解する。

令和6年度 9月補正予算重点事項説明資料

一般 会計

総務関係

(単位:千円)

No.	課名	費目			事項	予算額	財源内訳			説明	予算ページ	
		款	項	目			国庫支出金	地方債	その他特財			一般財源
1	総務課	2	1	1	8: 訴訟費用 12	2,886				2,886	消防本部が発注した『平成25年度白杵市消防救急デジタル無線システム整備工事』において、請負業者が納入した資機材の調達において、該業者の事実が確定したため、損害賠償請求の訴訟提起をするための費用の訴訟費140、弁護士料2,746	新規 4

